

議会 2025（令和 7）年 4 月 23 日@東京都議会
政治倫理条例制定について（依頼事項）
〔政治倫理条例をめぐる背景・動向・課題〕

大正大学地域創生学部公共政策学科教授
江藤俊昭

提出資料

- ① レジюме
- ② 参考資料 I（動向、法律等）
- ③ 参考資料 II（『日経グローバル』2025 年 2 月 17 日（特集 地方議会、ハラスメント防止条例相次ぐ）6-15 頁）

【本日の課題——政治倫理条例をめぐる背景・動向・課題】

* 議会力・議員力アップのための標準装備の 1 つとしての政治倫理条例。その上で

- ① 都民の不信への払しょくの 1 つの手法
- ② 法制度の問題への提案、法律の穴を埋める

（1992 年政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律、2020 年改正労働施策総合推進法（パワハラ防止法）、2021 年改正政治分野における男女共同参画推進法）

* 資産公開条例 * 政治倫理条例：1983 年→500 弱自治体程度

* ハラスメント防止条例：2018 年→105 自治体

議員から（対議員（議員間）、対議会事務局職員、対行政職員） + 住民から議員（逆も視野に入れるが…）

* 議会基本条例：2006 年 3 議会→1000 議会

<報告の視点：議員を対象とすることを念頭に>

- ① 包括的と暫定的

包括的か望ましいが、議会の意思を前提的でも示す。

政治倫理条例制定の到達点を意識する。

（先駆自治体でないところは、敬意を表して学ぶ謙虚さが）

* 本来、自治・議会基本条例の下位体系に

* 議員だけではない（本来は）

- ② 目的

第一義的：議会力・議員力アップ：議員の行動基準

第二義的：不信の脱却

* 議会・議員の役割を明確にする⇔規制強化：自治法の基準を踏まえて情報公開で行動を規制⇔2 親等内の親族を規制

- ③ 選挙前に制定する意義

どこまで反省するか。議会の問題としてとらえる

* 法律改正への意見書、条例による隙間を埋める

* 政治資金規正法（パーティ券、オンライン、収支報告書の「確認書」交付を国会議員に義務付け、企業団体献金） 下線、争点

提案（包括的と暫定的の意味：時期を考えれば暫定的?!）

| 包括的 | 暫定的 |
|---|---|
| 〔自治・議会基本条例〕対象：議員、首長等 * 自治法 89 〔政治倫理条例〕 * ハラスメント防止（根絶条例）との連携 〔基準〕 〔（資産公開）〕別条例との関連 〔住民の調査〕 〔政治倫理審査会〕 〔問責制度〕 * 窓口 | ○議員の政治倫理に限定 ○ハラスメント防止については、「頭出し」 ○基準～問責：基準、議員による申請、問責制度 * 請負規制というより情報を公開 * 審査会（特別委員会ならば議員のみ（参考人も入れる）、審議会（条例で設置?）） * 申請（議員のみ（ただしハードルを低く）） * 「裏金」問題の打開の方途を意識する（法律に基づく、ただしグレイの場合は説明責任） |
| ○最終的には裁判（長期化） | ○最終的には裁判 ○政治資金規正法の問題も議論。国会等に意見書 ○議会基本条例、ハラスメント防止条例制定を念頭におく |

【政治倫理条例制定の背景】

<政治倫理条例制定の背景>

- ① 不正防止：汚職等を想定して規制強化：逃げ道を防止（2親等以内）、罪を犯しても失職しない議員への対応〔資料1～III〕
- ② 法律による規範の変更

〔2つの政治倫理条例の視点〕

<視点1：議員の行動を統制：一般的> 視点：公職者の適格性の保証、口利き政治をなくす、現行法で腐敗はなくせない、情報公開・住民統制（斎藤文男『市民がつくる政治倫理条例』公人の友社、2022年）構成：政治倫理条例にどのような内容を盛り込むかについては、団体によって異なる。斎藤は全て。一般的には、①政治倫理基準、②請負等の制限、③資産公開、④住民の調査請求、⑤政治倫理審査会、⑥問責制度の6項目のう

ちの全部または一部。(モデル条例参照)。

<視^点 2: 議員活動をまもる> 視^点: 議員の活動基準の明確化、請負の厳格化ではなくオープン 構成: 会津若松市議会議員政治倫理条例

* 多くは前者の視^点から条例が制定される

<もう 1 つの背景: 議会力・議員力アップのための議会・議員の役割・使命の明確化>
自治体改革 (議会改革を含む) → 自治・議会基本条例制定 * 議員の政治倫理の明確化

<もう 1 つの背景: 自治法に議会の役割・議員の政務の明確化 (自治法 89) >

[資料IV]

* もうもう 1 つの意義: 少数派排除に辞職勧告決議、問責決議に活用される場合も。そのルール化に役立つ (『女性の政治参画をどう進めるか』(学術会議双書 31)、公益財団法人 日本学術協力財団 2024 年)

【条例体系 (議員を中心に)】

- ① 第一レベル: (最高規範性) 自治基本条例
- ② 第二レベル: 議会基本条例、行政基本条例、総合計画の策定と運用に関する条例……
- ③ 第三レベル: たとえば、政治倫理条例→ハラスメント防止条例

* 条例の動向と論^点: 地方自治研究機構の DB で条例の動向を知ることができる。

[政治倫理条例 | 法制執務支援 | 条例の動き | RILG 一般財団法人 地方自治研究機構](#)

【政治倫理条例をめぐる論^点】

<変化>

- ① 希薄化: 汚職等を想定して規制強化: 逃げ道を防止 (2 親等以内) → 自治法改正も視野 [参考V]
- ② 政争の具になる場合も → 政治倫理条例を廃止した自治体も (時代錯誤? その修正が妥当)

<論^点> 条例の動向と論^点: 地方自治研究機構の DB で条例の動向を知ることができる。

[政治倫理条例 | 法制執務支援 | 条例の動き | RILG 一般財団法人 地方自治研究機構](#)

抜粋 (⇒は説明、下線は報告者の見解)

○ 政治倫理基準は、ほとんどの条例で規定されている。政治倫理に関して、議員や長等に対して一定の行為を禁止し、その遵守を求めるものであるが、一般的には、(1)不正疑惑行為の禁止、(2)契約等に当たっての特定企業等への有利な取扱いの禁止、(3)政治的・道義的批判を受ける恐れのある寄附の受け入れの禁止 (後援団体を含む)、(4)地位利用

による金品授受の禁止、(5)職員の職務執行への不当介入の禁止、(6)職員採用等の推薦禁止などが定められている。これらの項目のほか、人権侵害のおそれのある行為(ハラスメント等)の禁止、職員等に依頼等をしたときの記録義務等を規定している条例もある。

墨田区、犬山市、東浦町、三種町、那覇市、市原市、富士見町、駒ヶ根市、佐世保市及び福知山市の条例はウェブサイト、SNS等を利用した誹謗中傷、名誉棄損等の禁止についても規定している。さらに、那覇市条例は、第三者が行った人権侵害行為に対する賛成意見の表明の禁止等についても規定している。飯豊町条例は、「認知症と診断されていないこと」(3条9号)を遵守事項に含めている。

⇒一般的な事項か、詳細に規定(議員を守る)

○ 請負等の制限は、地方自治法が議員や長等が当該自治体に対して請負をすること又はこれらの者が役員等を務める法人が当該自治体に対して請負をすることを禁止している(92条の2、142条等)ことを踏まえ、こうした法律で禁止されている事項以外に、請負等に関して一定の制限規定を置くものである。具体的には、議員や長等の一定の親族が役員をしている企業等や議員や長等が実質的に経営に携わる企業等が当該自治体との請負契約等を締結することを辞退するように努める等を規定している。また、当該自治体のみならず当該自治体が2分の1以上出資している法人との請負契約等の辞退を求めるものがあり、さらには、地方自治法244条の2第3項に規定する指定管理者になることを禁止するものもある。

⇒厳格規定か、情報公開か

○ 資産公開に関する規定を置く場合は、資産公開法では、国会議員に資産等報告書、所得等報告書及び関連会社等報告書の提出を義務づけ、これらの報告書は7年間保存され何人も閲覧を請求できるとし、資産等報告書は土地、地上権・賃借権、建物、預金(当座預金・普通預金を除く)、有価証券、自動車・美術工芸品等(取得価格が100万円以上)、ゴルフ場会員権、貸付金及び借入金を、所得等報告書は所得と贈与を、関連会社等報告書は報酬を得ている会社等の役員、顧問等を、それぞれ記載することとしているので、この資産公開法に基づく国会議員の例に倣い規定されることとなる。しかし、条例では、当座預金・普通預金、信託、保証債務、貯蓄性保険、50万円以上の動産、税等の納付状況、3万円以上のもてなし、報酬を得ていない企業や団体等の役職などについても、報告の対象とし、また、必要な証明書類を添付しなければならないとするものがある。副市区町村長、教育長等も対象としているものもあり、議員や長等の配偶者、扶養親族や同居親族にも資産等報告書等の提出を義務づけているものもある。さらに、資産等報告書等を閲覧の対象とするだけでなく、要旨を広報紙等に掲載し公表することを義務づけているものもある。一方で、資産等報告書等の提出を毎年義務付けるのではなく、政治倫理審査会が必要と認めた場合のみ当該者に対して提出を求めているものがある。

○ 住民の調査(審査)請求は、政治倫理基準や請負等の制限に違反する疑いがある場合

や資産等報告書等の記載内容に疑義がある場合に、住民が議長や市区町村長に対して調査や審査を請求することができるとするものである。一人でも請求することができるものあれば、有権者の一定割合以上の連署を請求の要件とするものもある。また、住民による調査（審査）請求ではなく、議員が議員定数の一定割合以上の連署により議長に審査を請求することができるとするものがある。

⇒ハードルを高く、ハードルは低く（住民監査請求、ただし政治倫理審査会にすぐにかげず窓口（第三者が望ましい、ハラスメントは必須）で判断）

○ 政治倫理審査会は、住民等からの調査（審査）請求等がある場合などに調査や審査を行う機関として設置される。資産公開に関しては、住民等からの調査（審査）請求等の有無にかかわらず、資産等報告書等について審査を行うとするものが多い。調査や審査の対象が、長等の場合や議員、長等の両方とする場合は、通常、地方自治法138条の4第3項に基づく執行機関の附属機関として設置される。この場合、審査会の委員は、通常、有識者や住民等から構成される。任命に当たって、議会の同意を求めるものもある。議員のみを対象とする場合は、議会の特別委員会として設置されることが多く、この場合は議員から構成される。ただし、議会基本条例において議会は附属機関を設置できるとするものがあり、こうした場合などは、議会の附属機関として審査会が設置される。この場合、通常、委員は有識者等で構成される。なお、審査会は議員等による審査の請求があった場合にのみ設置するものもある。

⇒議員だけか、第三者を含むか（第三者が望ましい、ハラスメントは必須）

○ 問責制度は、議員や長等が贈収賄罪等で有罪判決があった場合に引き続きその職にとどまるときは説明会を開催するなどとするものである。有罪判決が確定した場合は、[公職選挙法](#)11条1項により失職する場合を除き、辞職するものとしているものもある。贈収賄罪に限らず、職務に関連した犯罪、さらには刑事事件すべてを対象とするものもある。また、逮捕後は、逮捕された議員や長等が説明会の開催を請求でき、起訴後や一審有罪判決後は当該議員や長等は説明会の開催を請求しなければならず、しない場合は住民が開催を請求することができるとするものもある。

⇒辞職勧告決議、懲戒でも、反論の場は必要

<その他>

- ① 対象（議員だけということではないが…）
- ② 政治倫理遵守の宣誓
- ③ 研修

【今後の課題】

<政治倫理条例の視点の確認>

- ① 「罪を犯しても失職しない議員への対応」は今後も重要
- ② 政治家の活動の規制強化という視点ではなく議員の活動を豊富化するためにはな

らない活動を明記する：贈収賄等（多くはこれを起点）への規制強化から「住民自治の根幹」としての議会を作動させる議員を！政治家の政治倫理基準を明確にして、議員の不正から議員を守る（行動基準は、自治法 89 条、議会基本条例、そして政治倫理条例に明記）

*単に政治家を縛るだけではなく、政治倫理基準を明確にして議員が政治倫理から逸脱しないように守る。ただし、住民には政治家不信は多い。住民とともに議員の行動基準・政治倫理基準を、議会のあり方とともに考えることが必要である。

<条例体系：自治基本条例・議会基本条例→政治倫理条例→ハラスメント防止条例>

*東松山市議会議員政治倫理条例(政治倫理基準)

第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。ただし、ハラスメント(東松山市議会ハラスメント防止条例(令和2年東松山市条例第38号)第2条に規定するハラスメントをいう。)に関しては、[東松山市議会ハラスメント防止条例](#)を遵守しなければならない。

*当面は、ハラスメント防止については別条例で委ねる等、頭出しをしておく。(窓口、審査会は第三者等など別のたてつけ)

<もう1つの不信からの脱却の道：>

- ① 不十分な法律の補足：政治倫理条例
- ② 法律改正への意見書提出：裏金を得ていた議員は「秘書がちゃんと処理していたと思っていた」などと釈明(議員が「確認はしたが不正は知らなかった」と言い逃れる可能性)「業務上横領罪」法人税逃れなどの批判に応える姿勢は大事。

→法律改正の意見書の提出

政治倫理条例は、法律にとっては範囲外、あるいはグレイゾーン。不信の脱却には、法律改正も再考。そのためのイニシアティブを議会がとることも。

【まとめ】

視点1：今期の議会で制定する。ただし、不十分な条例制定は許されない。その暫定的な意味を説明すること。法律の穴を埋めることも。議会・議員の役割、兼業・兼職禁止を踏まえて。

視点2：議員を縛るというより、議会力・議員力アップのための議員の行動基準(不正防止は前提)の1つ(透明性と責任の明記)

視点3：内容については源泉：審査要請のハードルは低く、ただし審査会設置には事前審査の必要

視点4：住民への説明と意見聴取(条例案が整備されたところで)(パブリックコメント、参考人等)

【参考資料】

参考Ⅰ <罪を犯しても失職しない議員への対応>

選挙権・被選挙権の欠格事項

禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの人

禁錮以上の刑に処せられ、その執行を受けることがなくなるまでの人（刑の執行猶予中の人を除く）

公職にある間に犯した収賄罪等により刑に処せられ、実刑期間経過後 5 年間を経過しない人、又は刑の執行中の人（被選挙権についてはさらに 5 年間停止）

選挙に関する犯罪で禁錮以上の刑に処せられ、執行猶予中の人

公職選挙法違反により、選挙権及び被選挙権（公民権）が停止されている人

政治資金規正法違反により、選挙権及び被選挙権（公民権）が停止されている人

参考Ⅱ <汚職等を想定して規制強化：逃げ道を防止（2 親等以内）>

請負等の制限は、地方自治法が議員や長等が当該自治体に対して請負をすること又はこれらの者が役員等を務める法人が当該自治体に対して請負をすることを禁止している（9 2 条の 2、1 4 2 条等）ことを踏まえ、こうした法律で禁止されている事項以外に、請負等に関して一定の制限規定を置くものである。具体的には、議員や長等の一定の親族が役員をしている企業等や議員や長等が実質的に経営に携わる企業等が当該自治体との請負契約等を締結することを辞退するように努める等を規定している。また、当該自治体のみならず当該自治体が 2 分の 1 以上出資している法人との請負契約等の辞退を求めるものがあり、さらには、地方自治法 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者になることを禁止するものもある。

なお、（広島県）府中市政治倫理条例が 2 親等以内の親族が経営する企業は市の工事等の請負工事を辞退しなければならず、議員は辞退届を提出するよう努めなければならない（4 条 1 項、3 項）としていることなどに関して、最高裁判所は、議員が実質的に経営する企業であるのにその経営者を名目上 2 親等以内の親族とするなどして地方自治法 9 2 条の 2 の規制の潜脱が行われるおそれや当該親族が経営する企業に特別の便宜を図るなどして議員の職務執行の公正が害されるおそれがあること、辞退届の提出まで義務付けるものではないこと、義務を履行しなかった場合の手続も議員の地位を失わせるなどの法的な効果や強制力を有するものではないことなどの理由により、これらの規定は憲法 2 1 条 1 項（表現の自由）、2 2 条 1 項（職業選択の自由）及び 2 9 条（財産権の保障）に違反しない（最高裁平成 2 6 年 5 月 2 7 日判決）との判断を示している。

* 潜脱：法的に禁じられていることを、法が禁じている方法ではない（他の）やり方によって実施し、法を免れつつ結果を遂げること。ある種の脱法行為。

* 下線に注意

参考Ⅲ＜懲罰＞＜議員の解職請求＞

自治法 134 普通地方公共団体の議会は、この法律並びに会議規則及び委員会に関する条例に違反した議員に対し、議決により懲罰を科することができる。

② 懲罰に関し必要な事項は、会議規則中にこれを定めなければならない。

第百三十五条 懲罰は、左の通りとする。

一 公開の議場における戒告

二 公開の議場における陳謝

三 一定期間の出席停止

四 除名

② 懲罰の動議を議題とするに当つては、議員の定数の八分の一以上の者の発議によらなければならない。

③ 第一項第四号の除名については、当該普通地方公共団体の議会の議員の三分の二以上の者が出席し、その四分の三以上の者の同意がなければならない。

〔解職の直接請求〕

自治法 80 選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、～議員の解職の請求をすることができる。②～④

参考Ⅳ＜議会の役割・議員の責務＞

第八十九条 普通地方公共団体に、その議事機関として、当該普通地方公共団体の住民が選挙した議員をもつて組織される議会を置く。

② 普通地方公共団体の議会は、この法律の定めるところにより当該普通地方公共団体の重要な意思決定に関する事件を議決し、並びにこの法律に定める検査及び調査その他の権限を行使する。

③ 前項に規定する議会の権限の適切な行使に資するため、普通地方公共団体の議会の議員は、住民の負託を受け、誠実にその職務を行わなければならない。

参考Ⅴ＜請負禁止規定の緩和＞

令和4年自治法改正

(地方自治法の一部を改正する法律の公布及び施行について)

第一 議会の議員に係る請負に関する規制の明確化及び緩和に関する事項

規制の対象となる「請負」の定義を「業として行う工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入その他の取引で当該普通地方公共団体が対価の支払をすべきものをいう。」とするものとされたこと。(第92条の2関係)

各会計年度において支払を受ける請負の対価の総額が地方公共団体の議会の適正な運営の確保のための環境の整備を図る観点から政令で定める額を超えない者を、議員個人による請負に関する規制の対象

から除くものとされたこと。(第92条の2関係)

参考VI【参考としての会津若松市議会政治倫理条例：この条例の建付けと論点】

○会津若松市議会議員政治倫理条例

平成20年6月23日
会津若松市条例第20号

会津若松市議会が目指している市民参加を礎とした新たな議会づくりは、議員に対する市民の揺るぎない信頼があって初めて実現できるものである。

そのためには、議員は公職者としての高い倫理観と深い見識により、自ら考える明確な政治倫理基準に基づき、誇りと自信をもって市政を担いつつ、説明責任を果たしていくことが必要である。

ここに、議員と市民との信頼関係を築く基盤として、この条例を制定する。

前文を入れている

(目的)

第1条 この条例は、議会を構成する議員が、市民全体の代表者として、また、市民全体の奉仕者として議員活動を行う際に遵守すべき行動基準(以下「政治倫理基準」という。)について定めるとともに、市民が議員活動について説明を求める機会を保障することにより、議員が市民から信頼を得る基盤を作り、もって公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

目的を明確に2つ：今後の条例でも必要

(議員の責務)

第2条 議員は、市政にかかわる権能と責務を深く自覚し、第4条に規定する政治倫理基準を遵守して活動しなければならない。

- 2 議員は、自ら研さんを積み、資質を高めるとともに、市民の信頼に値する倫理性を自覚し、その品位の保持に努めなければならない。
- 3 議員は、法令及び条例を遵守し、公正な職務執行を妨げるいかなる不当な要求にも屈しない。
- 4 議員は、市民からの求めの有無にかかわらず、自ら率先して説明責任を果たさなければならない。

(市民の役割)

第3条 市民は、議員の活動及び政治姿勢に注目し、必要に応じ、議員に説明責任を果たすことを求めるものとする。

市民からの要請の禁止を挿入

(政治倫理基準)

第4条 議員は、市長その他の執行機関及びその補助職員並びに市が資本金、基本金その他これに準ずるものを出資し、又は拠出している公益法人(以下「出資団体」という。)及び指定管理者([会津若松市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例\(平成17年会津若松市条例第10号\)第5条](#)の規定により指定されたものをいう。)の役職員(以下「職員等」という。)に対し、その権限又は地位を利用することにより、次に掲げる行為によって、公正な職務の執行を妨げ、又は妨げるような働きかけをしてはならない。

- (1) 公共工事の請負等のあっせん
 - (2) 公共施設の入居に関する推薦
 - (3) 職員等の採用、異動、昇任その他の人事への関与
 - (4) 許認可、補助金その他の給付の決定への関与
 - (5) [前4号](#)に掲げるもののほか公正な職務執行を妨げる行為
- 2 議員は、その地位を利用して、いかなる金品も受領してはならない。
- 3 議員は、その地位を利用して嫌がらせをし、強制し、又は圧力をかける行為をしてはならない。また、いかなる場合であっても、セクシャル・ハラスメント(他の者が不快に感じる性的な言動又は行為をいう。)その他人権侵害のおそれのある行為をしてはならない。
- 4 議員は、飲食物の供与等社会通念上疑惑を持たれるおそれのある行為をしてはならない。

ハラスメント既定の拡大、反社会的団体との関係遮断規定の挿入

(就業等の報告義務)

第5条 議員は、自ら事業を営んでいる場合又は[次の各号](#)のいずれかに該当する法人その他の団体(出資団体を除く。以下「法人等」という。)の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人に就いている場合は、速やかに議長に報告しなければならない。事業を休止したとき又は職を辞したときも同様とする。

- (1) 収益事業を営む法人等
- (2) 市の許認可が必要な事業を営む法人等
- (3) 市から補助金等を受け、又は受けようとする法人等

規制というより情報公開

(議員の依頼等に対する記録)

第6条 議長は、議員が行う職員等に対する口頭による要請に対して、日時、要請内容、対応等を記録した文書を作成することを当該職員等の任命権者等に求めるものとする。

「口利き」防止：条例を制定してもよい

(職務関連犯罪による逮捕後の説明会)

第7条 議員は、刑法(明治40年法律第45号)第197条から第197条の4までの各条及び[第198条](#)に定める贈収賄罪並びに公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に

関する法律(平成12年法律第130号)第1条の罪(以下「職務関連犯罪」という。)による逮捕後、なお引き続きその職にとどまろうとするときは、議長に、市民に対する説明会の開催を求めることができる。

議員の権能の規定

(職務関連犯罪による起訴後の説明会)

第8条 議員は、職務関連犯罪により起訴され、なお引き続きその職にとどまろうとするときは、議長に、市民に対する説明会の開催を求めることができる。この場合において、当該議員は説明会に出席し、釈明しなければならない。

2 市民は、前項の規定による説明会が開催されないときは、起訴の日から30日以内に当該議員に説明会の開催を請求することができる。

(職務関連犯罪の有罪判決後の説明会)

第9条 議員が職務関連犯罪の罪により有罪判決の宣告を受け、なお引き続きその職にとどまろうとするときの説明会の開催等については、前条の規定を準用する。ただし、開催請求の期間は、判決の日から14日を経過した日以後20日以内とする。

(職務関連犯罪の有罪確定後の措置)

第10条 議員は、職務関連犯罪の罪により有罪判決の宣告を受け、その刑が確定したときは、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第11条第1項の規定により失職する場合を除き、市民全体の代表者としての品位と名誉を守り、市政に対する市民の信頼を回復するため、辞職手続きをとるものとする。

(審査の請求)

第11条 市民は、議員に第4条に規定する政治倫理基準又は法令若しくは条例(以下「政治倫理基準等」という。)に違反する行為があると認めるときは、当該違反する行為を証する書類を添え、会津若松市議会議員の選挙権を有する者4人以上の者の連署とともに、議長に対し審査の請求をすることができる。

請求者の人数は妥当か、議員からの請求は(その場合連署の人数は、住民の場合あまりにも多くないように。政争の具になる!)

(監査請求には「事務監査請求」と「住民監査請求」がある。不正防止では住民監査請求の原理と親和性がある＝ハードルは低く。ただし、「受理」「検討の開始」は厳格にする)

議員や市長・職員からの請求の規定

(政治倫理審査会の設置)

第12条 議会に、会津若松市政治倫理審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会は、前条に規定する審査の請求があった場合において、議長の求めに応じ、当該請求の事案を調査審議し、その結果を報告する。

3 審査会は、前項の調査審議を行うほか、政治倫理に関して議長に意見を述べることができる。

審査会か、特別委員会か、恒常的かアドホックか

(請求があった際に設置で議員だけではなく、第三者(専門家)をいれる)

(新宿区の場合、議員、住民、学識経験者、それぞれ同数)

(審査会の組織等)

第13条 審査会は、議長が委嘱する委員5人以内をもって組織する。

- 2 議長は、必要があると認めるときは、議員を委員として委嘱することができる。
- 3 委員の任期は、審査会が結論を出す日までとする。
- 4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

審査会であっても、議員だけか、専門化・住民を委員とするか

(審査会の委員)

第14条 審査会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審査会の会議)

第15条 審査会は、委員長が招集する。

- 2 審査会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(審査会の調査)

第16条 審査会は、調査審議を行うに当たり、審査の請求の対象とされた議員(以下「被請求議員」という。)又は関係人に対し、事情聴取、資料の請求等の必要な行為を行うことができる。

(被請求議員等の義務)

第17条 被請求議員及び関係人は、審査会から、資料の提供や審査会への出席を求められたときは、これに応じなければならない。

- 2 被請求議員及び関係人は、審査会において、口頭又は文書により意見を述べることができる。

(結果の報告)

第18条 議長は、[第12条第2項](#)の規定による結果の報告を受けたときは、審査の請求をした者及び被請求議員に対し、その内容を文書で通知するとともに、その概要を公表するものとする。この場合において、[次項](#)の弁明書の提出があったときは、当該弁明書と併せて公表するものとする。

- 2 被請求議員は、[前項](#)の文書を受け取った日から14日以内に限り、弁明書を議長に提出することができる。

(議会の措置)

第 19 条 議会は、審査会の報告を尊重するものとする。

2 議会は、被請求議員が政治倫理基準等に違反したものと認められるときは、市民の信頼を回復するために必要な措置を講ずるものとする。

措置内容が未規定（出席停止、除名はできない。一定期間の出席停止勧告、辞職勧告、議場における議長注意、議場における対象者の謝罪文朗読どまり）

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 第 7 条から第 9 条までの規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に逮捕され、起訴され、又は有罪判決の宣告を受けた議員について適用する。

3 第 11 条に規定する審査の請求は、施行日以後に行われた議員の行為について適用する。

参考Ⅶ<政治倫理条例で規定し、ハラスメント防止条例で規定>

「福岡県における議会関係ハラスメントを根絶するための条例」 福岡県では、憲法が保障する個人の尊厳、人格権その他の基本的人権の尊重及び政治分野における男女共同参画の推進に関する法律等の趣旨並びに政治分野におけるハラスメント事案が全国で多発している状況を踏まえ、福岡県内すべての地方議会に関する議員によるハラスメント又は議員若しくは議員になろうとする者に対するハラスメントを根絶するため、本県における地方議会関係ハラスメントの根絶を決意し、自ら率先してハラスメント根絶に向けた取組を定める条例の制定を目指すとともに、広く県内の各地方議会に対しても、連携した取組を呼びかけることとしています。(HP) ① 議員や候補者らに対するハラスメントの防止を目指す ② 相談窓口を設け、専門知識を持つ弁護士らが相談員となり調査 ③ 県議会議員だけでなく、その秘書や家族、それに、有権者から投票への見返りを要求される「票ハラスメント」などを受けた候補者 ④ 県内の市町村議会の議員からの相談にも応じ、助言など